

令和4年 第7回須賀川市農業委員会総会議事録

令和4年7回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和4年7月7日（木）
- 2 招集通知日 令和4年7月7日（木）
- 3 招集日時 令和4年7月21日（木）午後3時
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室 A～C
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

- 6 出席農業委員 19名
- 7 欠席農業委員 0名
- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	須・浜	安田 彰	西袋	吉田 和男	西袋	渡邊 久記
稲田	関口 明夫	稲田	大河原一英	小塩江	橋本 孝一	小塩江	塩田 静生
小塩江	相樂 利晴	仁井田	影山 孝	仁井田	岡部 俊男	仁井田	根本 芳一
大東	関根 隆二	大東	佐藤 良幸	大東	関根 久之	長沼	小林 弘一
長沼	池田多可志	長沼	内山 哲夫	長沼	本間 正博	岩瀬	佐藤 秀和
岩瀬	齊藤 正人	岩瀬	渡邊 聖一	岩瀬	岡部 重雄		

- 9 欠席農地利用最適化推進委員 4名

（安田彰委員、佐藤良幸委員、小林弘一委員、岡部重雄委員）

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	西澤 俊邦
	農政係 長	早尾 重美
	農地係 長	力丸 光輝
	専門員	三島木 修
経済環境部農政課	主 事	藤田 紘平

11 議 案

議案第 31 号 農用地利用集積計画について

議案第 32 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 34 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について

報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 21 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について

報告第 22 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 23 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

報告第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願出書の受理について

12 その他

13 開 会 (午後 3 時)

14 挨 拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 11 番 松川美智夫 農業委員と 12 番 吉田かつ子 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後 3 時 5 0 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和4年7月25日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別紙> 審議内容

令和4年 第7回総会

令和4年7月21日(木)

議長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第31号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議長 只今、説明がありました第91号について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第31号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第31号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

(農政課職員 退席)

議長 次に、議案第32号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第34号について橋本委員よろしく願います。

橋本推進委員 受理番号第34号について、吉田農業委員と調査してきましたので内容についてご説明したいと思います。

譲渡人ですが、現在、経営の主体は息子さんがされておりまして、大型ハウスを所有する施設園芸農家で、その野菜栽培に重点をおきたいということで、水田はすべて借地化しておりましたが、借りて耕作していた方も高齢化のため、一昨年、すべての水田が返されてしまったということでもあります。

譲受人ですが、譲渡人の水田に隣接している水田がありまして、取得して効率的に耕作したいということで、今回の申請になりました。

金額に関しましては、双方の話し合いを持ち決めた金額で、適正ではない

かと思われますし、遊休農地の解消のためにも問題がないかと思われますが、委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 35 号について、渡邊推進委員よろしくお願ひいたします。

渡邊推進委員 受理番号第 35 号についてご説明いたします。

7 月 18 日、小枝農業委員と私の 2 名で申請代理人に聞き取り調査を行い、譲受人にも説明を受けました。

この案件は、譲渡人が高齢のため経営並びに農作業ができず困っております。譲受人は申請地に隣接して畑があり作業効率も良く、今後の農業経営のため所有権移転の申請がされました。売買単価も平均的であり、許可上問題ないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 36 号について橋本委員よろしくお願ひいたします。

橋本推進委員 受理番号第 36 号について、ご説明申し上げます。

この案件も吉田農業委員と一緒に調査しました。まずは、譲渡人について説明しますが、青刈り用の水稻栽培をして藁を乾燥させ、それを下請けに発注し、しめ縄を作って年始用に卸すという営業形態の会社です。昨今、コロナの影響で大変苦境に立たされているとお聞きしております。

会社経営状態もあり、会社名義にしていた土地を、譲受人である同社代表者の個人名義で登記したいということで、今回の申請になりました。

金額ですが、申請代理人である行政書士の助言のもと決めた価格であり適正ではないかと思われます。加えて周囲に与える影響も全くないと思われますが、委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 37 号、第 38 号について、村上委員よろしくお願ひいたします。

村上推進委員 受理番号 37 号について説明申し上げます。

7 月 13 日、鈴木農業委員と私で調査をしました。譲渡人と譲受人は知人関係にあり、譲受人世帯の農業従事者 2 人で取得する農地で水稻を栽培する予定です。申請地は譲受人の農地と隣接しているため、効率的に管理できると思われます。

農業技術については、長年栽培している作物で問題はなく、耕作に必要な機械設備はすでに保有しております。また価格につきましては、話し合いで決定されたもので、妥当と思われ、許可上特に問題はないと思われますが、委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

続いて受理番号第 38 号について説明申し上げます。

7 月 17 日、秋山農業委員と 2 人で調査をいたしました。

譲渡人と譲受人は親子関係にあり、親の希望による生前贈与となっております。譲受人の農業技術につきましては、長年栽培している作物の為、特に問題なく必要な機械設備はすでに所有しております。

許可上特に問題はないと思われませんが、委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 32 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 32 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 33 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

受理番号第 17 号、第 18 号について許可申請取下願出書が提出された旨説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたしますが、受理番号第 16 号につきましては、譲渡人が影山委員と同じ世帯であることから、古川委員に説明を求めます。

古川農業委員 第 16 号についてご説明いたします。

7 月 15 日、高橋農業委員と現場確認、また、申請代理人と影山推進委員から聞き取り調査を実施しました。

譲受人は、現在、郡山市で幼稚園を営んでおります。

今回の申請地を選定した理由ですが、近くに向陽町や季の郷団地があり、また郡山市への幹線道路沿いで通勤途中に子どもを預けられるなどの利点があり、譲受人と話し合い、合意に至ったとのこと。価格については近隣の価格路線価などを参考に両者合意の上決定し、特に周辺の問題がないと考えております。議員の皆様、どうかよろしく願いいたします

議長 長 受理番号第 19 号を大越農業委員よろしく願ひいたします。

大越農業委員 受理番号第 19 号について説明いたします。

7 月 16 日に小枝農業委員、安田推進委員、私とで申請地を調査してまいりました。本申請につきましては、譲渡人を確認したところ、長年休耕しており、今後耕作する予定がないことから、太陽光発電敷地として譲受人に土地を譲ることになったということでもあります。

売買価格については双方合意の上決定したものであります。

太陽光施設設置後の除草につきましては、草刈機を使用し、草刈機が使用できない場所については農水省登録の除草剤を使用するとのことでありました。

崖崩れなどの災害が起きた場合には、責任を持って対処する旨を近隣住民に説明済みとのことで、付近の農地に与える影響はないものと考えます。

委員の皆様の審議をよろしく願ひいたします。

議長 長 受理番号第 20 号を相樂委員よろしく願ひいたします。

相樂推進委員 受理番号第 20 号について説明申し上げます。

7 月 18 日に安藤農業委員と私とで現地にて調査確認しました。申請地は、休耕地であり、太陽光発電施設を設置するため申請が出されたものであります。農地の集団性を阻害するものではなく、雑草の駆除については除草剤を使用せず草刈作業を行うため、付近の農地に与える影響はないものと考えられますが、委員の皆様のご審議をよろしく願ひいたします。

議長 長 受理番号第 21 号を塩田委員よろしく願ひいたします。

塩田推進委員 受理番号第 21 号についてご説明申し上げます。

7 月 18 日、安藤農業委員と現地を確認いたしました。この土地はゴルフ場に隣接するところで、もともと譲渡人の父親の時にゴルフ場の代替え地として受けた土地で、かなり自宅と離れた場所であり、譲渡人の代になってからほとんど耕作していないほか、近隣の土地もほとんど休耕地になっているような状況です。特に問題はないと思いますが、委員の皆様のご審議をよろしく願ひいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 33 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」
許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 33 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適
否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 34 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」を議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推
進委員からお願いいたします。

受理番号第 1 号、塩田委員よろしく願います。

塩田推進委員 受理番号第 1 号について説明いたします。

6 月 17 日、三島木専門員と安藤農業員と私で現地を確認してきました。

理由については資料のとおりで、農地として耕作されたことはないと思
います。現地確認においても、入り口までは行けませんが、現地には簡単に入れ
ないような状況になっております。農地ではないということを書いて間違
いがないと思いますので、委員の皆様の審議をお願いいたします。

議長 次、第 2 号、岡部委員よろしく願います。

岡部俊男推進委員 受理番号 2 号についてご説明いたします。

6 月 30 日、高橋農業委員と事務局と私で事前に現地調査をいたしま
した。また、7 月 15 日に高橋農業委員と私とで現地で申請人に話を伺
いました。

申請理由につきましては、総会資料に記載されている内容となってお
りますが、現状の申請地は、隣接の山林と一体となっていて、木が生茂
っており、農地として再生するのは困難と思われます。

委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 34 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」申請どおり
証明することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 34 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」申請どおり証明することを議決し、決定といたします。

議長 次に、報告事項に入ります。

○ 報告第 20 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 9 件です。

○ 報告第 21 号「災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について」 1 件です。

○ 報告第 22 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 1 件です。

○ 報告第 23 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 5 件です。

○ 報告第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願出書の受理について」 2 件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議長 事務局からは何かございませんか。

事務局 ● 「令和 4 年度田畑売買価格等に関する調査の報告について」力丸係長が説明した。

● 「遊休農地利用状況調査」と「農業委員・農地利用最適化推進委員活動日誌」について、三島木専門員が提出を依頼した。

● 「令和 4 年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」について早尾係長が説明し、参加申込みを依頼した。

● 「みらいの農業フェア」について、西澤局長が説明し参加を依頼した。

議長 他になければ、これにて令和 4 年第 7 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。